

令和二年十二月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十二回總會議事録

聖籠町農業委員会第24期第22回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第22回総会は、令和2年12月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長) | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長) |
| 5 番 新保 要一 | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 なし

3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について
- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
- 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)
- 報告第2号 農用地利用集積計画の変更届出について
- 報告第3号 農用地利用配分計画案について(中間)

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第22回総会を開会いたします。
(開会 午後2時00分)

皆さん、年末の大変お忙しい中ご苦労様です。本来であれば、総会終了後忘年会ということで、町長、議長を交えた中で、有意義な話ができる忘年会だったのですが、今回コロナの関係で中止ということで、残念と思っています。一日も早いコロナの収束を願うばかりです。それと12月11日に町の議会がありまして、その中で高崎議員の方から農業委員会に対しまして、基盤整備事業の中で農地の集積集約に関して、推進委員はどのような役割を果たしているのかという質問がありました。その中で、私どもは、皆さんもご承知の通り、推進委員は平成28年4月の農業委員会改革の法改正によって、農地の最適化を現場で担っていただくということで新設された制度であることを説明した中で、推進委員の方々におきましては、担当地区の基盤整備事業の会合に積極的に参加した中で、推進委員として知識を関係機関と連携しながら、農地の所有者並びに耕作者とマッチングを行っている旨の話をさせていただきました。その他、それに付随する質問もありましたが、それなりに答えさせていただきました。以上報告とさせていただきます。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、6番委員、7番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和2年12月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は、先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第2号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい。それでは4ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。農政部長、退席願います。

(農政部長、退席)

「会 長」 番号193から195及び204について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号193から195及び204について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

(農政部長、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第3号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは8ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、基盤整備事業の話し合いを進めていく中でということで、2点の質問がありました。1点目は、貸し手からの面積を受け手は借り入れる場合、上限はあるのかという質問がありましたが、上限はないということでした。2点目は、地域の農地を地図化されているようですが、今後どのように利用していくのかという質問でありました。

「5番委員」 行っていくか。

「農政部長」 行っていくかという質問がありました。その中で、町の人・農地プランの中で地域内での話し合いや、また、今後どのように利用するかということをその中で話し合いを進めていく予定ですとのことでしたが、追加でそのように進めてくださいとのことでした。他は異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会 長」 番号693から695、702及び703について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号693から695、702及び703について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

(7番委員、入場着席)

「会 長」 5番委員、退席願います。

(5番委員、退席)

「会 長」 番号697から699について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号697から699について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(5番委員、入場着席)

「会 長」 農地部長、退席願います。
(農地部長、退席)

「会 長」 番号 696 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 696 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農地部長、入場着席)

「会 長」 会長職務代理、退席願います。
(会長職務代理、退席)

「会 長」 番号 666 から 690 までについて、質疑、意見のある方の発言を求め
ます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 666 から 690 までについて、承認することに決定して、ご異議
ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(会長職務代理、入場着席)

「会 長」 次に、私自身に関係する案件があり、一旦退場しますので、会長職務
代理に議事進行をお願いします。
(会長、退席)

「会長職務代理」 それでは、私の方から議事を進行させていただきます。番号 691 及び 692 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長職務代理」 番号 691 及び 692 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長職務代理」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(会長、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5 番委員」 はい。この議案に関しては、決して文句、いや不服を言うわけではないけれど、この中間機構の基盤整備の推進に当たっては、私たちは、全部同意書等を出しているわけでありまして、その中で一番最後に、この中間機構の事業は、平成 25 年法律第 101 号によって、借受け側、貸し手側にちゃんとした説明をしなければならないということになっている。未だかつて説明はありません。いつどのような方法でやられるのか。ぜひやっていただきたいとお願いしたい。

「会 長」 貸し手側に説明がないということですか。

「5 番委員」 書いてありますよ、ちゃんと。どっちにもちゃんと説明しなければならないと。

「会 長」 事務局、把握していますか。

「5 番委員」 書いてあるじゃないですか。

「書記」 貸し手側にも借り手側にも当然契約については、説明する必要はあろうかと思います。基本的に、基盤整備の場合は、その地区の役員に説明はお願いしている形となっていて、その役員会に我々事務局が出向いて、基盤整備の制度の説明とか契約内容とかを説明させていただいていますので、あとは地区の役員の方で説明をしていただくべきなのかと思いますし、そこで説明が足りないとなれば、我々事務局もいつでも説明に出向きたい。要望があれば。よろしくお願いします。

「5番委員」 いろんな話が聞こえてくるけど、これはやらなきゃだめですよ。きちんと。これは農業委員会の責任でもってやるんですよ。かつて、残念なことにある地区で説明が足りないために訴えられたじゃないですか。またここでも説明を受けましたということでハンコを押すわけですけども説明とは何ですか。教えてください。

「会長」 各地区の基盤整備推進協議会があるわけですけど、その中で当然、その地区内で集落説明会を地権者に来ていただいて、開いているつもりですし、当然都合が悪く、来られない方もいらっしゃいますが、そういった方は個別で。他の地区は知りませんが、極力全員に役員が役割分担をした中で説明をしているつもりですけど、そこに漏れとか落ちがあれば、ほんと申し訳ないですし、書記が言ったように、足りなければ、再度役員なり、農業委員会で説明に伺いたいと思っています。

「会長職務代理」 私の方からいいですか。三賀二本松の進め方による質問だと思えますけれども、我々は、最初に二本松公会堂で全員を集めまして、説明会をしました。人数は少なかったんですけど、それを説明会という感じに捉え、また、文書を配布するところにもその内容の書面を入れて説明という方法で。役員がそのように進めてきたのが現実です。改まって署名押印するときの説明会がなかったわけですけども、それをもって説明会とすると決まって、そのような運びになりました。

「5 番委員」 それは、代理のいう説明であって、ほんとは我々の説明を受けたというのは、またこれからのこともあるじゃないですか。私も先ほど審議していただいたが、転作畑もあり、みんな貸しているわけだが、私は将来、そこを全部基盤整備に入れてもらって、みんな貸したいし、借りてもらえたら有り難い。そういう時の話し合いが全然ないです。こういうのが話し合いだし、農業会議の谷川さんも言ってますけど、中間機構できちんと事業を進めるときは、万事公論に決すべきだ。その意見は説明していただきたいし、将来構想に関してもこの後、人・農地プランでも出るかもしれませんが、私が言ってるのは、きちんと説明を良くしてくださいということです。以上です。

「会 長」 当然 5 番委員が言ってることは、わかりますし、丁寧な説明をしていきたいと思います。

「5 番委員」 ちゃんと議事録に残しておいてください。

「会 長」 その他、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第4号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

◎日程第7

「会 長」 日程第7、報告事項があります。第1号から第3号まで事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは85ページをご覧ください。

「報告事項朗読」

以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会
署名委員

栗原一成



署名委員

新保勇

